



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

科学に基づく目標(SBT) 要件と推奨事項

TWG-INF-002 | バージョン 5.0
2021 年 10 月

本資料は Science Based Targets Initiative による 原題「[SBTi Criteria and Recommendations TWG-INF-002 | October 2021](#)」を CDP ジャパンが仮訳したものです。日本語版と英語版で内容に相違が生じている場合には、英語版の内容が優先します。

目次

I.I 目標のバウンダリ(範囲)	4
I.II GHG カバー範囲	4
I.III スコープカバー範囲	4
I.IV 排出カバー範囲	5
IV.I 時間軸	7
V.I スコープ 1 と 2 の短期目標	8
V.II スコープ 3 の短期目標	9
V.III 統合目標	10
V.IV 再エネ電力目標	10
V.V 化石燃料販売、流通、その他の事業	10

SBTi 要件と推奨事項

TWG-INF-002 | バージョン 5.0 | 2021 年 10 月

1. 背景

科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi, Science Based Targets initiative)に認定されるためには、以下の要件をすべて満たすことが必須(must)です。加えて、企業は [GHG プロトコル企業基準 \(GHG Protocol Corporate Standard\)](#), [スコープ 2 ガイダンス \(Scope 2 Guidance\)](#), そして [企業バリューチェーン\(スコープ 3\)算定報告基準 \(Corporate Value Chain \(Scope 3\) Accounting and Reporting Standard\)](#) に従うことが必須(must)です。SBTi 推奨事項は、透明性とベストプラクティスのために重要ですが、必須ではありません(not required)。本要件は、金融機関や中小企業(SME)に分類されない企業のみにも適用されます。金融機関は、金融機関向けの SBTi 要件とガイダンスを用いて目標を設定することができます。中小企業は、より簡素化されたプロセスを用いて気候科学に沿った目標を設定することとなっています。

[目標審査プロトコル \(Target Validation Protocol\)](#) には、目標を審査し、SBTi 要件への適合性を判断するための基本原則、プロセス、要件が記載されています。目標設定に取り掛かる前に、SBTi の要件への適合・非適合の詳細を記載している、目標審査プロトコルの表 7 を確認することを強く推奨します。SBTi 要件と推奨事項バージョン 5.0 (本文書) については、目標審査プロトコルと併せてお読みください。

最新の要件や推奨事項をお伝えするよう最大限努めていますが、SBTi は最新の排出シナリオ、パートナー組織の方針、温室効果ガス算定方法を反映させるために、必要に応じて調整を行う権利を有しています。

また、目標の審査過程で誤った情報が伝達されたことが明らかになり、その結果、評価中に存在した基準のいずれかが満たされなかった場合や、目標の認定後の要件(目標の進捗状況の報告や再計算など)が尊重されなかった場合、SBT イニシアチブは認定された目標の審査結果を撤回する権利を有します。

特に記載のない限り(特定のセクションを含めて)、全要件はスコープ 1, 2, 3 に適用されます。

2. 更新要件が有効となる日付

本要件バージョン 5.0 は、2022 年 7 月 15 日から有効となります。2022 年 7 月 15 日より前に SBTi が受領したすべての目標申請は、要件バージョン 4.2 または 5.0 に照らし合わせて評価されることができます。アスタリスク(*)で示された要件、推奨事項、ベストプラクティスは、既存の要件や推奨事項の明確化のための改良や追加事項です。

3. 短期 SBT とネット・ゼロ目標

セクション I から VII までは、短期の目標設定¹に特有の要件を示しています。希望に応じて短期の目標のみの審査を受けることも可能ですが、SBTi は、将来的にネット・ゼロ目標の設定を考えている企業に対し、短期目標の形成が長期目標の設定にどのような意味を持つかについて検討することを推奨します。

本文書では、企業が遵守する必要がある(must)要件(criteria)を説明するとともに、企業が遵守するかを決めることができる必要条件(requirements)、推奨事項(recommendations)、可能な選択肢(allowable options)について、正確な表現を使っています。

- 本文書では、目標が要件(criteria)に適合するために必須(required)であることを示す場合、「shall」または「must」という用語を使用しています。
- 「should」という言葉は、推奨事項を示すために使われますが、必須の条件ではありません。
- 「may」という言葉は、許容できる選択であることを示すために使われます。

(訳注) 必須条件が日本語内で明確になるように、本日本語訳内では、必須の場合、つまり、shall、must、required を使っている場合、使っている語句を文中・文末に入れています。

¹ 短期目標については、以前は中期目標との用語を使っていました。

I. GHG 排出インベントリと目標のバウンダリ(範囲)

I.I 目標のバウンダリ(範囲)

要件(Criteria)

C1 — 組織バウンダリ(範囲): 企業は、子会社レベルではなく、親会社またはグループレベルにて目標を提出することを推奨(recommend)します。親会社は、上記のバウンダリ要件に従って、すべての子会社の排出量を目標提出に含めなければなりません(must)。親会社と子会社の両方が目標を提出する場合²、親会社の目標値には、選択したインベントリ連結アプローチにおいて子会社が親会社の排出量バウンダリに含まれる場合は、子会社の排出量も含める必要があります(must)。

推奨事項と追加ガイダンス

***R1 — 組織バウンダリ(範囲)の設定:** SBTi は、GHG プロトコル企業基準で定義されている企業の組織バウンダリが、企業の財務会計・報告プロセスにて使用されている組織バウンダリと一致していることを推奨しています。

I.II GHG カバー範囲

要件(Criteria)

C2 — 温室効果ガス: 目標には、GHG プロトコル企業基準にて要求されている(required)ように、すべての関連する GHG をカバーしなければなりません(must)。

I.III スコープカバー範囲

要件(Criteria)

C3 — スコープ 1 とスコープ 2: 目標は、GHG プロトコル企業基準で定義されているように、全社的なスコープ 1 およびスコープ 2 の排出量をカバーするものでなければなりません(must)。

***C4 — スコープ 3 目標設定が必要となる条件:** 企業の関連するスコープ 3 排出が、スコープ 1, 2, 3 の合計の 40% 以上である場合、スコープ 3 目標が必須です(required)。天然ガスやその他化石燃料の販売や配送に関わっている全企業は、販売した製品由来のスコープ 3 目標について、スコープ 1, 2, 3 合計に占めるこれらの排出の割合の大きさに関わらず、設定しなければなりません(shall)。

² 本要件は子会社のみ適用されます。ブランド、ライセンス、そして/または企業の特定の地域や事業部については、親会社が選択した連結アプローチから外れてしまう場合でない限り、個別の目標としては受け入れることができません。

I.IV 排出カバー範囲

要件(Criteria)

C5 — スコープ 1・2 の重要度の閾値(significance thresholds): 企業は、インベントリ(排出量算定)と目標のバウンダリについて、スコープ 1 と 2 の合算値の 5%を上限として、除外することができます³。

*C6 — 短期目標のスコープ 3 排出カバー範囲: 企業は、GHG プロトコル企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準に基づいて、それぞれのスコープ 3 カテゴリの最小限バウンダリを対象に、合計で 3 分の 2 以上(67%)をカバーする 1 つ以上の排出削減目標、そして/またはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標を設定しなければなりません(must)。

推奨事項と追加ガイダンス

R2 — 任意のスコープ 3 排出を対象とする目標: スコープ 3 の最小限バウンダリ⁴の対象とはならないスコープ 3 排出を削減する目標については、必須ではありません(not required)が、排出量が多い場合は設定を推奨します。これには、エンドユーザーの行動に影響を与える目標(例えば、教育キャンペーンなど)や、顧客に科学に基づく目標の採用を促進する目標(例えば、顧客エンゲージメント目標)などがあり得ます。企業は、こういった排出についてスコープ 3 目標の対象とすることができますが、そういった目標はスコープ 3 について定義した C6 における 3 分の 2 には含むことができません(つまり、こういった目標は企業のスコープ 3 目標の上に追加的に設定するものです)。参考として、使用段階の直接・間接排出を発生させる製品のリストについては、GHG プロトコルスコープ 3 基準の 48 ページ、そして目標審査プロトコルを参照ください。

II. 手法の有効性

要件(Criteria)

C7 — 手法の有効性: 目標は SBTi によって認定された最新の手法とツールを用いてモデル化しなくてはなりません(must)。前のバージョンの手法やツールを用いてモデル化された目標については、

³ 企業のスコープ 1 または 2 の排出量が重要でないと判断される場合(これは、スコープ 1 と 2 の合計排出量の 5%未満である場合)、企業はスコープ 1 と 2 の合計排出量の 95%以上をカバーするスコープ(スコープ 1 またはスコープ 2 のいずれか)のみで SBT を設定することができます。企業は、GHG プロトコルの完全性の原則に従って、両方のスコープについて報告を続け、必要に応じて目標を調整しなければなりません(must)。

⁴ スコープ 3 カテゴリの最小限バウンダリと最小限バウンダリから外れた排出源の定義については、企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準の表 5.4(35 ページ)を参照してください。

更新された手法や該当するセクター固有のツールが発表されて、6 カ月までの間のみ提出することができます。

III. 排出量算定の必要要件

要件(Criteria)

C8 — スコープ 2 算定アプローチ: 企業は、GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスに従って、基準年排出量算定、そして科学に基づく目標(SBT)に対する実績を追跡するために、ロケーション基準を用いて算定しているのか、マーケット基準を用いて算定しているのかを開示することが必須です (shall)。GHG プロトコルでは、両方のアプローチを用いてスコープ 2 排出量を測定・報告することを要求しています。しかしながら、SBT の設定と進捗の追跡については、単一の一貫するアプローチを用いることが必須です (shall)。(例えば、目標設定と進捗追跡の両方にロケーション基準を用いる、といったものです。)

***C9 — スコープ 3 スクリーニング(概算):** 企業は、GHG プロトコル企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準に従い、それぞれのスコープ 3 カテゴリについて最小限バウンダリ⁵として示されているすべての排出源についての総スコープ 3 排出量をカバーするインベントリ(算定)を必ず完成させなくてはなりません (must)。

***C10 — バイオ(生物起源)エネルギー算定:** バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階での CO₂ 排出量、そしてバイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去⁶については、企業の GHG インベントリと分けて報告することが必須です (shall)。さらに、バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階での CO₂ 排出量、そしてバイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去については、(スコープ 1, 2、そして/または該当する場合はスコープ 3 について)SBT を設定する際の目標バウンダリ、そして目標の進捗を報告する際のバウンダリに含めることが必須です (shall)。

土地関連排出量の算定については、直接的な土地利用変化 (LUC, land use change) による CO₂ 排出量と、土地利用管理からの N₂O と CH₄ 排出を含む非 LUC 排出を含むことが必須です (shall)。間接的な土地利用変化に関連する排出を含めるかは、任意です。

⁵ スコープ 3 カテゴリの最小限バウンダリと最小限バウンダリから外れた排出源の定義については、企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準の表 5.4 (35 ページ)を参照してください。

⁶ 生物由来の除去によるゼロ排出を超えたプラスの影響については、企業の目標策定や SBT への進捗として計上してはなりません (shall not)。また、バイオエネルギー原料の生産に直接関連しない除去については、SBT の進捗や企業の GHG インベントリにおけるネット(差し引き)排出量として計上することは認められません。

企業はバイオエネルギー算定についての追加の GHG プロトコルガイダンスが公表された場合、要件 10 への遵守を維持するべく、これに従うことが期待されています。

C11 — 炭素クレジット: 炭素クレジットの使用については、企業の短期 SBT 目標の達成に向けた排出削減量としてカウントしてはなりません(must not)。炭素クレジットは、残留排出量を中和するための選択肢(ネットゼロ要件 C30 参照)、または SBT 目標を超える追加的な気候変動緩和のための資金調達(ネットゼロ要件 R3 参照)としてのみ、考慮することができます。

C12 — 削減貢献量(Avoided emissions): 削減貢献量は、企業のインベントリとは別の算定システムの下にあり、SBT 目標にはカウントされません。

推奨事項と追加ガイダンス

***R3 — バイオ燃料の認証:** SBTi は、輸送用のバイオ燃料を使用または生産している企業については、土地関連の排出量と除去量が該当するバイオ燃料生産のものであることを開示する際に、バイオエネルギーの GHG 算定について公認のバイオ燃料認証によって裏付けることを推奨します。

***R4 — バイオエネルギーデータの報告:** SBTi は、企業が直接的な生物由来 CO₂ 排出量と除去量について、それぞれ別に報告することを推奨しています。バイオエネルギーに関わる CO₂ の排出量と除去量については、C10 要件に基づくと最低限でもネット(差し引き後)排出量にて報告することが必須(shall)ですが、バイオエネルギー原料からの総排出量と総除去量についても別々に報告することが推奨されています。

IV. 目標の策定

IV.1 時間軸

要件(Criteria)

***C13 — 基準年と目標年:** 目標は、それを SBTi に審査のために提出した日付⁷から最短 5 年以上、最長 10 年以内を対象とすることが必須です(must)。基準年については、2015 年より前を選択してはなりません(must not)。

C14 — これまでの進捗: 最低限の将来的な(forward-looking)目標水準は、直近年から 2050 年までの間に、直線的な総量削減、直線的な原単位削減、または直近年から 2050 年までの間に原単

⁷ 2022 年前半に正式な審査のために提出された目標の場合、有効な目標年は 2026 年から 2031 年までとなります。2022 年後半に提出された目標の場合、有効な目標年は 2027 年から 2032 年までとなります。

位が収束する(そして総量排出量や原単位排出量が増加しない)ことを想定し、2050 年にネット・ゼロに達することと整合しています。⁸

(訳注: SBTi による審査では、基準年から目標年、そして最新年から目標年の両方についての削減率を審査します。)

推奨事項と追加ガイダンス

R5 — 長期目標年: 提出日から 10 年より先の目標については、長期目標とみなされます。企業は、C13 にて必須(required)とされる短期目標に加えて、最長で 2050 年までの長期目標を設定することが推奨されています(ネット・ゼロ要件 C17 参照)。SBTi の審査によって認められるには、長期目標は世界の気温上昇を最低でも産業革命前の気温から 1.5°C 以内に抑える水準と整合的であることが必須です(must)。

R6 — 整合性: 企業は全ての短期目標について、同じ基準年を用いることが推奨されています。

V. 目標水準

V.1 スコープ 1 と 2 の短期目標

要件(Criteria)

C15 — スコープ 1 と 2 の削減目標の水準: 少なくとも、スコープ 1 と 2 の目標は、産業革命前と比べて世界の気温上昇を 1.5°C 以内に抑えるために必要な脱炭素化水準と整合したものであることが必須です(must)。

C16 — 総量目標: 総量削減については、少なくとも 1.5°C 目標に基づく承認された排出シナリオの範囲と最低でも同程度の水準であることが必須です (must)。

C17 — 原単位目標: スコープ 1・2 排出の原単位目標については、企業の事業活動に適用可能な承認されたセクター別の 1.5°C 軌道を使ってモデル化された場合のみ有効です。

⁸ 2022 年に審査のために提出される目標については、提出する最新のインベントリデータは古くても 2019 年、ないしはそれ以降のものでなければなりません(must)。これまで SBTi では、有効な最新年のインベントリとしては 2 年前以降のものしか認めていませんでしたが、COVID-19 パンデミックの影響で、SBTi は 2022 年には、2019 年のインベントリを受け入れることになりました。

推奨事項と追加ガイダンス

R7 — アプローチの選択: SBTi は、最も早く最も少ない累積排出量となる最も意欲的な脱炭素化シナリオを用いることを推奨します。

V.II スコープ 3 の短期目標

要件(Criteria)

***C18 — スコープ 3 排出削減目標の水準:** 少なくとも、(バリューチェーン全体ないしは個別スコープ 3 カテゴリ群を対象とする)スコープ 3 の短期目標については、産業革命前と比べて気温上昇を 2°C より十分低く抑えるために必要な脱炭素化水準に基づく手法に沿うことが必須です(must)。

C19 — サプライヤーまたは顧客エンゲージメント目標: 企業のサプライヤーや顧客が科学に基づく排出削減目標を設定することを促進する短期目標については、以下の条件を満たす場合、SBTi 要件に準拠します:

- **バウンダリ(範囲):** 企業は、上流または下流の関連している確実性のあるカテゴリについて、エンゲージメント目標を設定することができます。
- **記述:** 企業は目標の記述において、エンゲージメント目標の対象が、関連する上流そして/または下流のカテゴリからの排出量の何%をカバーしているか、または、その情報がない場合、年間調達金額の何%をカバーしているかについて、情報を必ず記載しなくてはなりません(shall)。⁹
- **時間軸:** 企業のエンゲージメント目標は、企業が目標を正式審査のために SBTi に提出した日付から、最長でも 5 年以内に達成するものであることが必須です(must)。¹⁰
- **目標水準:** 企業のサプライヤー/顧客は SBTi の提供する資料に沿った科学に基づく排出削減目標を有することが必須です(shall)。

推奨事項と追加ガイダンス

***R8 — サプライヤーエンゲージメント:** 企業は、サプライヤーが科学に基づく目標を設定する際に、SBTi ガイダンスやツールを用いることを推奨する必要があります。サプライヤーの科学に基づく目標について SBTi の審査を受けることは推奨されますが、必須ではありません(not required)。中小企業(SMEs)に分類されるサプライヤーについては、SME 向けに簡素化されたルートによって目標を提出することが推奨されています。

⁹調達金額によるカバー率を測定する場合、企業は、要件 C6 を満たしていることを証明するために、サプライヤーや顧客の目標だけで、あるいは他のスコープ 3 の目標と合わせて、その調達金額による排出量カバー率を推定値し、その推定値を審査のために提供する必要があります。

¹⁰ 2022 年前半に正式な審査のために提出された目標については、有効な目標年は 2026 年までとなります。2022 年後半に提出された目標については、有効な目標年は 2027 年までとなります。

V.III 統合目標

要件(Criteria)

*C20 — 統合スコープ目標: スコープを統合した目標(例えば、1+2 や 1+2+3)を設定することが可能です。統合した目標を提出する際には、スコープ 1+2 の部分は少なくとも 1.5°Cシナリオと整合することが必須であり(must)、スコープ 3 の部分は少なくとも 2°Cより十分低いシナリオと整合することが必須です(must)。スコープ 3 の活動について追加的に最低限の目標水準が特定されているセクターについては、C24 が C20 より優先されます。

V.IV 再エネ電力目標

要件(Criteria)

C21 — 再エネ電力: 1.5°Cシナリオと整合する比率で積極的に再エネ電力を調達する目標については、スコープ 2 排出削減目標の代替として受理することができます。SBTi は、本アプローチについて、RE100 の推奨と整合すべく、2025 年までに再エネ調達比率(合計電力消費量に占める再エネ電力量の比率)80%、2030 年までに 100%を閾値として特定しています。これらの閾値以上にすでに再エネ電力を使っている企業が認定されるためには、その水準を維持ないしは向上させることが必須です(shall)。

推奨事項と追加ガイダンス

R9 — 購入した熱と蒸気: 部門別脱炭素化アプローチ(SDA, Sectoral Decarbonization Approach)を用いて科学に基づく目標をモデル化する場合には、企業は購入した熱と蒸気に関する排出について、直接(つまり、スコープ 1)排出の一部とみなしてモデル化することが推奨されています。

*R10 — 目標のモデル化の際の効率化の考慮: 特定のセクター、市場、1.5°Cシナリオに基づく電力セクターの脱炭素化予測による効率向上を前提としない方法を用いている場合、これらの要素を電力関連のスコープ 2 目標のモデル化の際には考慮することが推奨されています。

V.V 化石燃料の販売や流通、その他の事業

要件(Criteria)

C22 — 化石燃料の販売や流通: 天然ガスや他の化石燃料製品の販売や流通に関わる全企業は、そのスコープ 3 の短期そして長期の目標について、企業のスコープ 1, 2, 3 排出に占める割合に関

わらず、最低でも気温上昇を 1.5°C に抑えるのに必要な脱炭素化水準に整合するものを設定することが必須です (shall)。C19 に説明のある顧客エンゲージメント目標は、本要件としては認められません。化石燃料活動のある企業についての 50% の売上比率閾値については、C23 に詳細なガイダンスの記載があります。

C23 – 化石燃料の生産事業を行っている企業、または化石燃料のビジネスラインから大きな収益を得ている企業: 石油、天然ガス、石炭、その他の化石燃料の探査、抽出、採掘、そして/または生産を行っている企業は、これらの活動から得られる売上の割合にかかわらず、現時点では目標の審査を受けることができません。売上の 50% 以上を化石燃料から得ている企業は、現時点では目標の審査を受けることができず、該当セクターの方法論が公表された後は、それに沿うことが必須です (must)。

VI. セクター別ガイダンス

要件(Criteria)

C24 – セクター別ガイダンスによる要求事項: 企業は、セクター別ガイダンスが公開されてから遅くとも 6 か月後経過後については、該当するセクター別手法やガイダンスに示された目標設定の際の要求事項や最低限の削減水準について、必ず遵守しなくてはなりません (must)。セクター別ガイダンスと要求事項の一覧については、下記(第四章)、そして [目標審査プロトコル](#) と [企業マニュアル](#) に記載があります。

VII. 報告と再計算

要件(Criteria)

C25 – 頻度: 企業は全社的な GHG 排出インベントリと公開された目標の達成度について、年に 1 度必ず公表しなければなりません (shall)。

C26 – 必須の目標再計算: 最新の気候科学とベストプラクティスとの整合を保証するために、目標については最低でも 5 年ごとに見直し、必要があれば再計算、再審査を受けることが必須です (must)。2020 年以前に目標の認定を受けた企業については、再審査が必須 (must) となるのは 2025 年です。すでに認定を受けた目標を持っている企業は、再計算が必要な場合、提出時に適用される最新の要件に従うことが必須です (must)。

C27 — 目標の有効性: 目標が認定を受けた企業は、認定日から 6 か月以内に目標を公表することが必須です(must)。6 か月以上公表されなかった目標については、SBTi との間で記録の残る形で異なる公表期日の合意がある場合を除いて、再度認定プロセスを経ることが必須です(must)。

推奨事項と追加ガイダンス

R11 — 開示の場所: インベントリや公表された目標に対する進捗状況をどこで開示するかについては、一般に公開されている限り、特に要求事項はありません。SBTi は、CDP の気候変動質問書のように、標準化された比較可能なデータプラットフォームを通じた開示を推奨していますが、年次報告書、サステナビリティレポート、企業のウェブサイトでも構いません。

R12 — 目標の再計算が必要となる状況: 目標は、既存の目標の妥当性と整合性を損なう可能性のある重大な変化を反映して、必要に応じて再計算されるべきです。以下のような変更があった場合、目標の再計算を行うべきです。

- スcope 3 排出量が、スcope 1、2、3 の合計排出量の 40% 以上となった場合;
- インベントリや目標のバウンダリからの除外項目の排出量が大きく変化した場合;
- 企業構造や活動が大きく変化した場合(買収、事業分離、合併、外部委託(アウトソーシング)やその逆のインソーシング、商品または提供するサービスのシフトなど);
- 基準年インベントリに大幅な調整事項があった場合、または成長予測などの目標設定のためのデータに大幅な変更があった場合(例: 重大な誤り、または集合的に重大な誤りとなる多数の累積的誤りの発見);
- その他、科学に基づく目標(SBT)設定に用いた予測・前提条件に大きな変更があった場合。

R13 — 目標関連予測の妥当性(validity): SBTi は、企業が年に 1 度は目標に関連する予測の妥当性を確認することを推奨しています。企業は、大きな変化があった場合は SBTi にそれを知らせ、また関連する場合においてはこれらの重大な変化を公表しなければなりません。

4. セクター別要求事項

現在、多くのセクターについて、セクター別のガイダンスや手法が存在します。利用可能になったすべての新しいセクター別ガイダンスは、SBTi ウェブサイトのセクター開発状況ページにアップロードされます。SBTi には、目標設定方法の使用と最低目標水準について、セクター別の要求事項があります。

セクター	スコープ 1と2	スコープ 3	ガイダンス/留意事項
その他全セクター	総量同率削減アプローチに沿っていれば、十分な水準です。	要件 C20 に沿った目標レベルであることが必須です(must)。	
衣料品・靴	総量同率削減アプローチに沿っていれば、十分な水準です。	要件 C20 に沿った目標レベルであることが必須です(must)。	衣料品・靴のバリューチェーンに位置する企業は、目標設定の詳細なガイダンスについて、衣料品・靴セクターの SBT ガイダンスを参照してください。
航空	総量同率削減アプローチに沿う、ないしは、利用可能となった際には 1.5°C の SDA 軌道に沿っていれば十分な水準です。	SDA 輸送ツール、または総量同率削減アプローチにおいて、2°C より十分低い水準と整合している場合、十分な水準です。	航空セクターの目標の策定とコミュニケーションにおいては、目標が非 CO ₂ 要因を含まないことであることを明示することが必須です(must)。航空セクターの目標には、航空による温暖化にも寄与する可能性のある非 CO ₂ 要因はこの目標に含まれないことや、自社が非 CO ₂ の影響を公表しているか、または公表することを約束しているかどうかを示す脚注を含むことが必須です(must)。 排出インベントリデータと目標のバウンダリは、油田から航路(well-to-wake)基準、つまり、ジェット燃料の燃焼によるスコープ 1、スコープ 3 カテゴリ 3「燃料とエネルギー関連活動」に含まれるジェット燃料の生産と流通における排出の合計として設定すべきです。
化学	総量同率削減アプローチに沿う、ないしは、利用可能とな	要件 C20 に沿った目標レベルであることが必須です(must)。	SDA ツールでは、化学セクターの軌道は現在使うことができません。SBTi は、化学・石油化学セクターの企業が野心的な

	た場合は 1.5°C の SDA 軌道に沿っていれば十分な水準です。		目標を設定し、脱炭素化を開始する際の指針となるよう、セクター別の手法を開発するためのスコーピング（範囲決め）プロジェクトを開始し、現在推進しております。 フッ素ガス（または HFC を使用する製品）を製造または販売する企業は、冷却装置／冷蔵装置または工業用途でこれらのガスを使用する際の排出量を、スコープ 3 のカテゴリー 11「販売した製品の使用」として GHG インベントリに計上し、報告することが必須です (must)。 また、企業は HFC を使用した製品の廃棄に伴う HFC 排出量をスコープ 3 のカテゴリー 12「販売した製品の使用後の処理」に計上し、報告することが必須です (must)。
金融機関	総量同率削減アプローチに沿う、ないしは、関連する SDA 軌道（例えば、サービス/商業ビル）に沿っていれば十分な水準です。	金融機関がパリ協定の気候安定化軌道に沿った投融資を行うためのセクター固有の要件や方法が用意されています。	金融機関向けの SBTi ガイダンスでは、投融資活動のスコープ 1+2 とスコープ 3 の両方の目標を設定するための目標設定要件を詳しく説明しています。 SBTi は、未公開株投資会社が、最も関連性の高い資産クラスについて、SBTi 金融ガイダンスにて利用可能な手法を用いて、目標を設定するためのガイダンスを、別途作成しています。未公開株ガイダンスは 2021 年 11 月に公開予定です。
化石燃料の探査、抽出、採掘、そして/または生産	SBTi は、石油・ガス企業向けの目標設定方法を開発中であり、ガイダンスが完成するまでは、このセクターの目標を正式に審査することはできません。	SBTi は、石油・ガス企業向けの目標設定方法を開発中であり、ガイダンスが完成するまでは、このセクターの目標を正式に審査することはできません。	SBTi による目標審査における「石油・ガス」には、統合石油・ガス会社、統合ガス会社、探鉱・生産に特化した事業者、精製・販売に特化した事業者、石油製品販売事業者、ガス販売事業者、ガス小売事業者が含まれますが、これらに限定されるものではありません。 SBTi は、SBTi 審査目的において企業がどのセクターに分類されるかについては、

	石炭やその他の化石燃料を探索、抽出、採掘、生産する企業は、これらの活動から得られる売上の割合にかかわらず、現時点では目標を審査することができません。	石炭やその他の化石燃料を探索、抽出、採掘、生産する企業は、これらの活動から得られる売上の割合にかかわらず、現時点では目標を審査することができません。	ケースバイケースにて評価を行います。つまり、SBTi は、方法/ガイダンスが開発/完了するまで、審査を行うかどうかについて決定する権利を有します。 化石燃料サービス企業について: サービス企業とは、化石燃料の探索、抽出、採掘、生産をサポートする企業、および販売、輸送、流通のカテゴリーに含まれない、化石燃料のバリューチェーンに沿ったその他の重要な活動を行う企業と定義されています。 そういった企業については、企業が直接または間接的に管理している化石燃料に関連する間接的な排出量を算入する必要があると期待されています。 これらのセクターの算定基準や目標設定方法についての制約に基づいて、SBTi は企業の審査を進めない権利を有しています。SBTi は、石油・ガスセクターのガイダンスがこれらのルールに役立つことを期待しています。 化石燃料資産について: 休眠中または活動中の化石燃料資産(炭鉱、亜炭鉱など)を持ち、商業目的(販売を意味する)の採掘活動を行っている企業は、具体的な方法や指針ができるまで、現時点では正式に目標を審査することはできません。 SBTi は、化石燃料資産を売却するのではなく、廃止することを企業に推奨しています。このアプローチは、科学的に必要と示
--	---	---	---

			唆されているように、グローバル経済における化石燃料の段階的な廃止の必要性をよりよく反映するからです。 企業が化石燃料資産を完全に廃止/売却した場合は、このルールの対象外となり、標準的なルートに従って目標値を提出することができます。SBTiは、基準年の再計算については、GHG プロトコルに従うことを推奨しています。
化石燃料の販売・輸送・流通* *この情報は、化石燃料の販売、輸送、流通からの収入が50%未満の企業にのみ適用されます。	N/A(非該当) – 主要セクターのガイダンスに従ってください。	主要セクターのガイダンスに加えて、スコープ3のカテゴリ11「販売された製品の使用」については、少なくとも1.5°Cの目標水準の閾値に合わせて、総量同率削減、または総量同率削減に沿った原単位目標を用いて、スコープ3の目標を設定することが必須です(must)。	カテゴリ11については、自社のS1+S2+S3の総排出量に占める割合に関わらず、目標を設定することが必須です(must)。この場合、個別のスコープ3目標の設定が必須です(must)。 売上の50%以上が化石燃料の販売、輸送、または流通によるものである企業について: 化石燃料の販売、輸送、流通による売上が50%以上を占める企業は、現時点では正式に目標の審査を受けることができません。 SBTiは、石油・ガスセクターの手法とガイダンスが、このような状況にある企業のルールに役立つことを期待しています。
化石燃料インフラ/サービス(専用/非専用)	化石燃料の販売、輸送、流通に関わる非専用のインフラを持つ企業(例:石炭などを輸送する貨物列車会社など)は、通常の基準通りに目標の審査を受けることができます。	以下の企業は、1.5°Cの目標水準の閾値に合わせて、スコープ3販売した製品(または使用段階の排出量)の目標の審査を受けることができます。(C20.2も参照のこと):	これらの目的のための専用インフラ&サービスとは、化石燃料の抽出、加工、操作、輸送を行うための固有の特性を持つ(唯一の目的のために作られた)インフラやサービスと定義しています。言い換えれば、化石燃料のバリューチェーンをサポートすることを唯一の目的として企業が保有するすべての物理的資産、または特殊なサービスということです。他の製品やサービスの

	非専用インフラやサービスを持ち、化石燃料活動からの収益が 50%未満の企業(技術系企業、コンサルタント会社、非専門的貿易会社など)は、通常の基準にて目標の審査を受けることができます。	-化石燃料の販売、輸送、流通化石燃料の販売、輸送、流通について専用のインフラを持ち(ガスを販売するスーパーマーケット、天然ガスを輸送する電力会社など)、そこからの売上が 50%以下の企業 -化石燃料の販売、輸送、流通について非専用のインフラを持ち(貨物列車会社など、規制によりこれらの貨物の輸送が必要な企業は例外)、そこからの売上が 50%以上の企業 -化石燃料活動について、非専用インフラを持ち(例:ハイテク企業、非専門的な貿易会社)、そこからの売上が 50%以上の企業	ためにも使用できる資産は、専用インフラとはみなされません。 専用のインフラを持ち、化石燃料の販売、輸送、流通からの売上が 50%以上の企業(天然ガスを輸送する電力会社など)は、現時点で目標の審査を受けることができないため、今後の具体的な手法やガイダンスを待つ必要があります。 売上比率に関わらず、専用のインフラ/サービスを提供する石油・ガスサービス会社(専用の商社など)は、現時点では目標の審査を受けることができないため、今後の具体的な手法やガイダンスを待つ必要があります。
情報・通信技術(ICT)プロバイダー	総量同率削減アプローチに沿う、または該当する ICT セクターの 1.5°C の SDA 軌道に沿っていれば十分な水準です。	要件 C20 に沿った目標レベルであることが必須です(must)。	移動体通信事業者、固定通信事業者、データセンター事業者などの ICT 企業を対象とした SBTi ガイダンスでは、スコープ 1+2 の目標を設定するための目標設定要件を詳細に説明しています。

産業セクター: 鉄鋼 セメント アルミニウム パルプ・紙	SDA の 1.5°C 軌道、 または総量同率削減 アプローチに沿っ ていれば十分な水 準です。	要件 C20 に沿った目 標レベルであることが 必須です(must)。	
OEM(相手先商標製 品)／自動車メーカー	総量同率削減アプロ ーチに沿っていれ ば、十分な水準で す。	「販売された製品の 使用」を対象とする目 標は、SDA の輸送ツ ールで決定された削 減水準の最低レベル を満たし、販売された 自動車の Well-to- Wheel(WTW)排出 量をカバーし、2°Cを 十分に下回る軌道に 沿ったものであること が必須です (must)。 さらに、「販売された 製品の使用」を対象 とする目標は、いか なる地域や道路輸送 車両を除外すること なく、全社的な新車の 販売をカバーすること が必須です(must)。	OEM のテスト値と実排出量: 相手先商標製品(OEM)メーカーは、製品 の使用段階における基準年の排出量を、 世界標準規格(例: Worldwide Harmonized Light Vehicle Test Procedure - WLTP)が利用可能な場合 は、それを用いて実排出量に変換すること が必須です (must)。特定の車種について 正規の試験方法がない場合、企業は、燃 料消費に特化したデューティーサイクルに 基づく独自の推定値／シミュレーションを SBTi に提示し、その正当性を示すよう求 められます。
発電	セクター別脱炭素化 アプローチ(SDA)の 発電セクター軌道で は、企業が目標を設 定する際に使用する ことが必須の(must) 最低限の将来的な 削減水準を定義して います。	要件 C20 に沿った目 標レベルであることが 必須です(must)。	電気事業者向けのセクターガイダンスに基 づき、このセクターでスコープ 3 の排出量 が全体排出量の 40%以上を占める企業 は、新規目標提出時に、スコープ 1 の発 電を対象とした目標に加えて、すべての販 売電力(スコープ 3 のカテゴリー3 の購入・ 再販電力を含む)を対象とした排出削減目 標を含めることが必須です(required)。こ の目標は、SDA 軌道を使用することが必

	時間軸と将来の削減水準は、少なくとも 1.5°C の軌道に沿ったものであることが必須です (must)。 電力セクターで事業を行う企業は、電気事業者向けのガイダンスを遵守する必要があります (must)。		須で (must)、最低でも 1.5°C 軌道に沿ったものであることが必須です (must)。
サービス/商業ビル	利用可能な SDA の 1.5°C 軌道、または総量同率削減アプローチに沿っていれば十分な水準です。	要件 C20 に沿った目標レベルであることが必須です (must)。 建築・デザイン事務所については、販売した製品の使用に伴う排出量を含めること。	目標設定を希望する REIT (Real Estate Investment Trust) は、モーゲージベースの REIT かエクイティベースの REIT かを特定することが必須です (must)。 エクイティ REIT は、企業の通常の目標審査ルートにて行うことが必須です (must)。 モーゲージ REIT については、SBT 設定のためには金融機関のガイダンスを利用することが必須です (must)。
輸送サービス	利用可能となった際には SDA の 1.5°C 軌道、または総量同率削減アプローチに沿っていれば十分な水準です。	SDA 輸送ツールに沿っている、または総量同率削減アプローチにおいて 2°C より十分低い水準であれば十分な水準です。	SDA 輸送ツールが対象とするすべての輸送サブセクターの説明や、輸送活動の目標設定に関するベストプラクティスについては、SBTi 輸送ガイダンスを参照してください。 海運セクターの企業については、セクター固有の輸送方法論の詳細について SBTi の輸送リソースをご参照いただく必要があります (must)。 Well-to-wheel バウンダリー: 全セクターの輸送に関連する全排出量について、企業は GHG インベントリーにおいて Well-to-

			Wheel (WTW) ベースで報告する必要があります。 輸送関連の排出量の目標を設定する企業は、パワートレイン技術の変化などによるタンク・トゥ・ホイール (TTW) とウェルトゥ・タンク (WTT) 間の排出量の変化を正確に把握するために、目標バウンダリに WTW の排出量を含めるべきです。
--	--	--	---

セクター別の最新の開発動向については、SBTi ウェブサイトの「セクター開発 (Sector Development)」のページをご参照ください。

5. 文書改訂履歴

バージョン	変更/更新の内容	最終版公開日	有効期間
1.0	科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBT)要件と推奨事項のオリジナル版	2015 年 5 月	2015 年 5 月から 2017 年 4 月 16 日
2.0	現在のベストプラクティスと最新の経験を反映した、要件と推奨事項を更新。	2017 年 2 月 24 日	2017 年 2 月 24 日から
3.0	より明確にし、現状のベストプラクティスを提供すべく、要件と推奨事項を更新。	2018 年 5 月 23 日	2018 年 5 月 23 日から
3.0 版へのガイダンス	3.0 版への補助的ガイダンスと明確化	2019 年 2 月 28 日	2018 年 5 月 23 日から
4.0	気候科学の最新動向とベストプラクティスを反映した要件と推奨事項の更新。この版では、「ガイダンス 3.0」に含まれる関連要件の明確化を統合しています。	2019 年 4 月 17 日	2019 年 10 月 15 日から
4.1	より明確にし、現状のベストプラクティスを提供すべく、要件と推奨事項を更新。	2020 年 4 月 15 日	2020 年 7 月 15 日から
4.2	C4、C16-18、C23、R10において、分かりやすさを向上させるための軽微な表現の変更を含む、要件および推奨事項の更新版。要件の内容の変更や更新は行っていません。 さらに、年次更新のタイムラインのセクションは古くなったので削除し、セクション 3 と 4 は他の SBTi リソースから追加して、この要件に直接情報を記載するようにしました。	2021 年 4 月 15 日	2021 年 4 月 15 日から

5.0	気候科学とベストプラクティスの最新動向を反映した要件と推奨事項の更新版です。このバージョンでは、ネット・ゼロ基準の統合など、SBTiの新戦略に沿った変更が加えられています。	2021年10月27日	2022年7月15日から
-----	--	-------------	--------------

日本語翻訳担当: CDP Worldwide-Japan 高瀬香絵、原田卓哉、河村渉、角田恵里
(翻訳バージョン 初版: 2021年11月16日版)